

長野県の最低賃金は31円UPの908円へ

8月5日、長野地方最低賃金審議会が、今年の最低賃金改定について現行より**31円引き上げ、908円とする**よう長野労働局へ答申しました。

それに先立って、中央の審議会では引上げ額30~31円という目安が示されており、それに即した決定となりました。今後、異議申し立ての受付期間を経て、10月1日から新たな最賃が適用されることとなります。

31円の引き上げ幅は過去最大で、ついに長野県でも最低賃金が900円台になります。

物価の高騰に賃金が追いついていないという議論があり、引き上げの方向ではあったかと思いますが、上がり幅は想像以上でした。現在の長野県の最低賃金は877円、パート職員の時給では880円とか900円といったケースも多くみられるため、この引き上げはかなり大きな影響を及ぼしそうです。

また、気をつけなければならないのが、月給制の職員の給与です。最低賃金908円で、たとえば月の所定労働時間が168時間の場合、**(908円×168=) 152,544円**となり、基本給+諸手当(最賃計算から除外される家族手当や通勤手当を除く)の合計がこれを下回っていると最低賃金法違反になってしまいます。

10月の適用に向けて、パートさんの時給をどうするのか、月給制の最低ラインは大丈夫か、給料表自体の見直しをするのかどうか、といった検討を進める必要があります。

いまさら聞けない扶養の話 ①

社会保険の適用拡大に関する報道や情報が増えてきたこともあり、ここへきて「扶養」や「パートタイマーの働き方」に関するご相談を受けることが多くなりました。

そこで今回からは、あらためて「扶養」や「税金」「保険料」について取り上げてみたいと思います。

まずは「扶養」に関してですが、扶養には「税金」と「社会保険」、それぞれの考え方がありますので、そこを整理しておく必要があります。

税金における扶養というのは、所得税や住民税の「扶養控除」が受けられることを意味します。たとえば、夫が主たる生計者で妻が扶養の範囲内で働いている場合、夫の所得税を計算する際に妻が「配偶者控除」の対象となり、夫の支払う税金がその分軽減される、という形になります。

ここでの扶養の範囲内というのは、**給与収入の場合年103万円以下**です。(ただし、年収103万超150万以下のときは配偶者特別控除で同様の38万円控除が可能。年150万超201万以下のときは段階的に控除額が減少)。**配偶者以外の親族の場合も、年収103万円以下**が扶養控除を受けられる範囲となります。(※税金でいう年収は1月~12月に得た収入)

たとえば妻が年収103万円以下で、16歳の子がいる場合、配偶者控除で38万円、子の扶養控除で38万円、合計76万円が夫の所得から差し引かれて税金が計算される(そのぶん税金が減る)ということです。

そしてもう一つ、給与収入が年103万円を超えるとその本人に所得税がかかるようになる、ということにご注意ください。これがいわゆる「**103万円の壁**」です。

次回へ続きます

セミナー開催しました！

「労務管理・人材育成セミナー2022 Part1」、多くのご参加をいただき、無事に開催することができました！新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、会場参加の方は少なくなりましたが、久しぶりに対面でお話ができ、また録画配信にも多くの方がお申込みいただき、大変うれしく思います。

録画配信は9月12日までご覧いただけます。もし追加で配信希望がありましたらお受けいたします(有料)なので、ご連絡ください！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL: 026-217-3152 FAX: 026-217-3153

URL: <https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail: mail@sugiyama-sr.net